

令和8年度における国民健康保険税率等の改定及び答申について

◆ 協議事項について

- 1 税率等の改定内容について
- 2 答申（案）について
- 3 今後のスケジュールについて

参考

- 前回（R7.10.7）の入間市国民健康保険運営協議会での協議事項
 - ・ 令和8年度に 保険税率等の改定を実施してよろしいか
 - ➡ 改定を実施する
 - ➡ 令和7年度第4回運営協議会（R7.12.16 開催）において答申案を決定、答申を行う

1 税率等の改定内容について

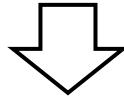
- ① 埼玉県が令和8年度標準保険税率（県仮算定）を提示
- ② 第3回運営委員会で示した事務局試算税率と県仮算定値に大幅な乖離はない
- ③ 被保険者の減少、税率改定に伴う収納率の低下を勘案
- ④ 運営上赤字にならない保険税率の設定
- ⑤ 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の遵守（法定外繰入金の解消）



令和8年度標準保険税率（県仮算定）を採用し、令和8年度入間市国民健康保険税率とする



令和8年度税率改定後の収納見込額 3,209,088,339円



令和7年度収納見込み額 2,859,973,290円に対して

約3億5千万円（349,115,049円）の増額を見込む税率改定の実施とする（別紙1）

※モデルケースによる保険税額のシミュレーション

○ ケース1（単身世帯）

世帯主 66歳	世帯主の 収入	年金 100万円	配偶者の 収入	—
	世帯主の 所 得	年金 0円	配偶者の 所 得	—
	世帯所得	0円 ※ 7割軽減 ※ 介護分なし		
	現行税率	事務局試算	現行税率との差	
賦課額	15,300円	19,600円	+4,300円	

○ ケース2（2人世帯）

世帯主 66歳	配偶者 66歳	世帯主の 収入	年金 180万円	配偶者の 収入	年金 96万円
		世帯主の 所 得	年金 70万円	配偶者の 所 得	—
		世帯所得	70万円 ※ 5割軽減 ※ 介護分なし		
	現行税率	事務局試算	現行税率との差		
賦課額	75,700円	94,700円	+19,000円		

○ ケース3（3人世帯）

世帯主 50歳	配偶者 50歳	世帯主の 収入	給与 300万円	配偶者の 収入	—
		世帯主の 所 得	給与 202万円	配偶者の 所 得	—
		世帯所得	202万円 ※ 2割軽減 ※ 介護分：2名		
	現行税率	事務局試算	現行税率との差		
賦課額	330,700円	396,700円	+66,000円		

○ ケース4（4人世帯）

世帯主 40歳	配偶者 35歳
↓	
子 10歳	子 8歳

世帯主の 収入	給与 400万円	配偶者の 収入	—
世帯主の 所得	給与 276万円	配偶者の 所得	—
↓			
世帯所得	276万円	※ 軽減なし ※ 介護分：1名	

	現行税率	事務局試算	現行税率との差
賦課額	487,800円	589,500円	+101,700円

なお、別添の『資料1－2』については、所得階層別の現行・改定後早見表です。

2 答申（案）について

「1 税率等の改定内容について」でお示しした内容にて、別添『資料1－3』のとおり答申案を取りまとめました。

3 今後のスケジュールについて

(1) 答申

- ・運営協議会での検討結果を答申とする。（答申日：12月19日（金））
- ・答申内容については、3月議会全員協議会において説明予定

(2) 議会

- ・3月議会にて審議

(3) 議会での審議結果の報告

- ・令和8年度第1回入間市国民健康保険運営協議会にて報告

(4) 広報等

- ・広報いるまで特集記事掲載（11月号掲載済）
- ・納税通知書送付前に個別送付等による周知を検討